

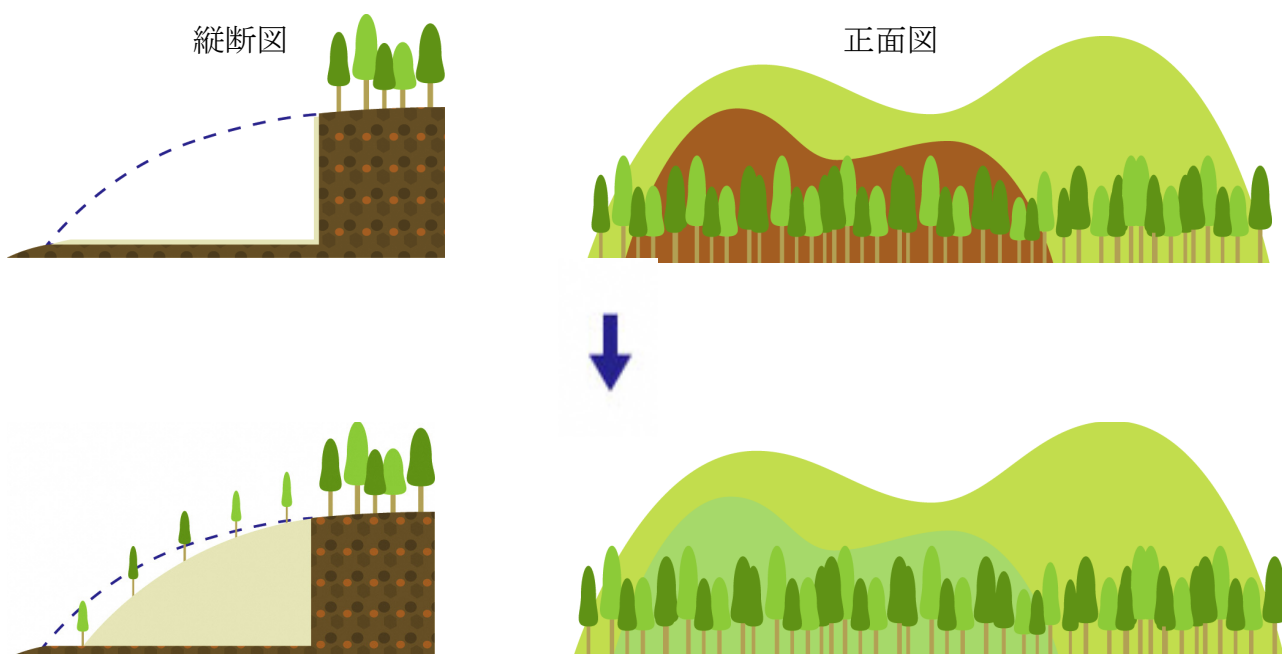
## 4 土石の採取に係る基準

### (1) 緑化

- 採掘・採取が終了したところから周辺の環境や周辺の植生に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するようにすること。
- 可能な限り、既存樹木の保全を図ること。

### (2) 形態

- 長大な法面を生じさせないように努めること。
- 法面については、現状復旧に努めること。
- 地形の改変を可能な限り抑えること。



#### 【手法例】

- ・採取した箇所を可能な限り従前の地形に復元する。
- ・法面に緑化をおこなう。



- ・地形の改変による景観の変化を抑え、緑の再生を図ります。